「南条玄蕃について」を読んで

岩 崎 義 朗*

A Consideration about "On the Nanjō Genba of Hōjō-Shi"

Yoshirō IWASAKI

横須賀市博物館主催第6回郷土文化研究会の席上,口頭で発表され,その一部を横須賀市博物館研究報告(人文科学)第9号上掲載された石渡隆之氏の「南条玄蕃について」――後北条氏の政策の一つの表われ――という論考の中に天正十八年正月四日付,相模国三浦郡公郷佐竹の百姓宛の文書に考証と見解を述べた小生の文を引用して石渡氏の見解とやや異るところがあると指摘された。そして小生の見解に対して「文書の個々の文辞の解釈が先行しなければならないであろうし,さらに文書そのものの構成,文書相互間の関係,また広く当時の社会的背景などを考慮してなされなければならないと思うのであるが,岩崎氏の解釈には,上記のように必ずしも十分に説明がなされているとはいえない点があるように思える」と不充分であることを指摘された。これについては指摘のように文書の個々の文辞の解釈は詳細を尽してはいないし,また文書の構成や文書間の関係等にも不充分な点があろうし社会的背景についても説明は不満足であることは認めざるを得ない。しかし、内容の把握に当って注意すべき要点は脱さないように努力をしたつもりである。また見解が分れるのもそれぞれの立場や解釈の相違によって変って来るのも当然であろう。

そこで石渡氏との相違点と小生の結論と若干の説明を加えさらに考証の中で二ヶ所の誤りをこの際訂正しておきたい。

まず相違点として石渡氏の指摘された点は次の四つであるが内容を理解する必要上本文をあげて おく。

佐竹方年来不納所ニ付而(**)玄蕃ヲ相払,面々共ニ申付割納所可有如何由断候へよ尤其八人相談 御年貢進納可申由雖申定結句如前々不調之間此度成敗敷揃払敷(**)如何様(*)南条ニ可申付(*)候へ共 却而年来之好身を思召令赦免上よ当年より(**)左京亮卿中任せ申付間何事も(**)左京亮又孫右衛門相 談田畑悉仕付進納可心掛候,若此上も至于無沙汰者必頚を可伐候万事傍輩共心を成一ニ可走廻者 也仍如件

天正十八門歲

正月四日

某花押

善 右 衛 門 新 左 衛 門 与 三 左 衛 門 集

この文章の中にある点が指摘されているので説明に重要な辞句に番号を付し, あるいは・印をつけたので注意されたい。

1) ⁽¹⁾「玄蕃を相払」と ⁽³⁾「南条ニ可申付……」との二ヶ所に南条玄蕃が出てきているのである。 『この南条玄蕃について岩崎氏はいかなる解釈をしているかといえば「公郷に ⁽¹⁾続く隣接地 ⁽⁸⁾ 森崎の領主南条玄蕃が佐竹を差配していたが、之もまた年来の不納所であるためその役を免ぜ

^{*} 横須賀市立商業高校

られ」たとし、「⁽⁶⁾南条玄蕃を免じて その方の者共に その年貢を申付けた結果八人相談の上、申定めたけれども結局は前々のように不調であったのでこの度こそは成敗するか、揃払にするかそれを⁽¹⁰⁾如何様にするかを⁽¹¹⁾南条に申付けようと思っていたが……」ということである。』

- 2) 「南条玄蕃が⁽¹¹⁾追放されたこと、その南条玄蕃が⁽¹²⁾復帰して事に当たっていることは文書に示すとおり事実である。しかし、南条玄蕃が年貢未納で役を免ぜられたというその原因が間違いないものならば)ことは、年貢未納を叱責されている百姓と同じ立場に立つもので、その南条玄蕃が一転して百姓を成敗する側にも立っているというのはどのように解すべきであろうか。南条玄蕃の納付すべき年貢を肩替りされた百姓が、その南条玄蕃から指図を受けるに至るというこの解釈に矛盾がないとするならば、その転機となるべき途中の説明の省略があるように思える。
- 3) その前に、「南条玄蕃が佐竹を差配していた」というが、隣接「森崎」の領主がいかなる権限をもって「佐竹を差配し」えたのであろうか。そして「差配」とは具体的にいかなる状態をいい、またそれはいかなる根拠に基づいていうのであろうか。
- 4) さらにまた、そもそも南条玄蕃が追放された原因は百姓と同じように「年来の不納所であるため」であったのであろうか。

以上の四点であるが、この外にも若干の疑問と問題とが提出されているが、それは後段にゆずることとし、これ等の指摘された諸点の小生の結論と訂正を先に述べ、その後若干の補説を加えることとする。

まず第1点についてであるが、石渡氏はこの百姓衆に宛てられた某判物の文書の中の $^{(1)}$ 「玄蕃を相払」と $^{(2)}$ 「南条=可申付」との二ケ所に南条玄蕃が出て来ていると記しているが、しかし、拙稿はこれに対して $^{(1)}$ 「玄蕃を相払」を $^{(7)}$ 「南条玄蕃を免じて……」とし、後段の $^{(2)}$ 「南条=可申付」という方を $^{(10)}$ 「如何様にするかを南条に申付けようと思っていたが……」と書いた。これは前者の玄蕃は明らかに南条玄蕃であるが、後者の南条は必ずしも玄蕃とは断定出来ない、むしろ文書全体の関係からみれば後段の南条は玄蕃でなくて他の人物で同姓を名乗る人ではないかと考えられる。ここにまず最初の相違点が出て来ているといわなければならないし、この最初の相違点が後に続く第2、第3、第4の諸課題とも密接した関係を持って来る。これを要するに「玄蕃」と「南条」を同じ人物と考える石渡氏の考えは、単的に第2の「南条玄蕃が追放されたこと、その南条玄蕃が復帰して事に当たっていることは文書に示すとおり事実である。」と説明されている。同一人とみなす場合はこのように説明しなくては首尾一貫しないであろう。しかし小生はこの「玄蕃」と「南条」を別の人物と考えるから「南条番玄が追放された」このことは(この追放という表現にも問題がある)是認されても「その南条玄番が復帰して」とはいえないのである。

次に「この度こそは成敗するか、揃払にするか、それを如何様にするかを南条に申付けようと思って……」の説明の中の「如何様にするか」の説明はあいまいであるので、この文書の発令者の意図はこれが督促状すなわち一種の命令書であるからはっきりした決心が示されていなければならない、したがって「それをどのようにするかをぜひとも」と訂正しておきたい。そうするとこの処置の委任をするべき南条は玄蕃そのものとは直ちには結びつかない。石渡氏のいわれるようにこれが第2の問題に連らなっていくわけである。

次に第2点であるがこれは第1点が肯定され、これを前提条件として考えられた推理であるから 第1点を否定すれば当然第2点の推理は否定されるわけである。

小生はここで ③「玄蕃」と ③「南条」が別人であるとの見解を明らかにして石渡氏の同一人とみなす見解と基本的に相違する点を明確にした。この外にこの第 2 点では追放と復帰ということについて考えてみたい。ここに追放ということがいわれているが、これは「相払」ということから「追放」

と考えられているようである。しかし「相払」と接頭語を付けているのは「追払」とか「追放」とかいうのとはやや感じが違うのではないだろうか。小生はこれを「罷免」位に考えていいのではないだろうかとも思う。しかし有体にいえば追放よりは復帰の方に問題があるのである。復帰という考え方の発想はどこに根ざしたものであろうか。原文の中には南条玄蕃が復帰するというような表現をしたところはないと考えられる。仮に ⁽²⁾「南条」を同一人と解したとしても「此度成敗敷揃払敷如何様南条ニ可申付候へ共却而年来之好身を思召……」の文のどこに復帰をした事実が読みとれるのであろうか。南条に可申付候へ共というのは南条に申付けるべきであるが」と解すれば申付けていないのであり、さらに申付けることは「却而年来之好身を思召」と記しているのは、申付けることによって却って幾年からか続けてきた親近感を考え合わされて……」となっていて南条に申付けたとは一言も記していない。この点が読み方の違いによる相違である。従って小生は復帰を否定するため第2点の石渡氏の推理を全部否定する。

一体、南条玄蕃のことが記載されているのは天正十八年正月四日付の相模国三浦郡公郷佐竹方の百姓宛の文書にだけで同年月日付の長嶋左京亮宛の文書には一言もふれていない。前の文書の中で記載されているのは「佐竹方不納所ニ付而玄蕃を相払……」と表現されているだけである。従ってこの文の表現からは南条玄蕃が相払われたという事実が述べられている。そして、その相払われる原因として「不納所ニ付而」と記しているのは彼が公郷佐竹の領主ではないけれども何等かの形で租税を取集めて納付する代表の役か、あるいは百姓共を督励して納付させる監督の役か、または土地の管理、支配の代行の役か、その他の形でか、とにかく領主ではない南条玄蕃が租税納付に関する役をしていたものと考えられ、しかもその結果は実績をあげ得られないでいわゆる「不納所」という烙印によって自己の地位の喪失に連らなっていることが明らかである。

ここで玄蕃の関係した役はどんな状態であったのだろうか。石渡氏は南条玄蕃が「代官」として関係したように書かれているが、そのような推定は軽々には出来ない。その立論の根拠は、「南条氏」の概要と称して五つの南条氏の系譜をあげ、そのまとめに「南条氏はそれぞれ伝を異にしているが、互いに関連があるらしい。というよりむしろ同一氏族の分流が、それぞれ後になって系譜を作成した関係上、若干の相違を示したものとみるべきであろう。そしていずれも北条氏の家臣に関係があるということは南条氏の勢力を知るうえに重要な示唆を与える。とくに武州佐々木氏族中にみえる南条右京亮重長と、藤原流(平姓)の南条因幡とは何らかの意味で南条玄蕃と関係があろう」と書かれている。小生に理解出来ないところが多い。この文を④、⑥、⑥の三部分に分けて推論の仕方に多くの疑問があることを述べたい。

まず②では「南条氏はそれぞれ伝を異にしているが」これはこの文の通りで実際に系譜間お互いに関連がほとんど見出せないように見えるが、石渡氏は「互いに関連があるらしい。」とはどこに関連があるのか全くわからない。さらに「というよりもむしろ同一氏族の分流が、それぞれ後になって系譜を作成した関係上、若干の相違を示したものとみるべきであろう。」といわれているが、掲載された氏族が同一氏族の分流であるなどとそう軽々には決定出来ない、何故なら同苗字が同一氏族ということは必ずしもいえない、もしそうだとするならそのように推定するその根拠がなければならない。ただ単なる感じや想像だけでは受取れない。適確な根拠も論証もなくて、関連がある・しいとの推理から出発して、同一氏族の分流が、系譜作成上、若干の相違を示したものとみるべき

次に®の「いずれも後北条氏の家臣に関係があるということは南条氏の勢力を知るうえに重要な示唆を与える。」となって、北条氏の家臣に関係があるから今度は同族の勢力を推定しようとしている。この論法だと後北条氏の家臣中の同苗字は皆同族のような錯覚をさえ起させた。驚いたことには©の如く南条右京亮と南条因幡とは何らかの意味で南条玄蕃と関係があろうといっている。しかしこの何らかの意味が具体的には何も指摘されずに、しかも以上のような経過の中で南条右京亮と南条因幡とは共に南条玄蕃と関係があろうということになってしまっている。小生はこの南条姓の三人は皆別々であろうとさえ考える。殊に身分的にも地位的にも三人三様であるように見える。このような根拠の明確でない論法で最終的に「後北条氏の政策の一つの表われ」として後北条氏の政策を明らかにしようとしているが、いずれもその記述の適確性を失うものであるといわなければならない。